

京都デジタル疏水ネットワークに係る教育系仮想サーバ基盤機器賃借及び運用保守業務に係る契約書

京都府を甲とし、京都府教育委員会を乙とし、
甲乙丙各当事者は、次のとおり京都デジタル疏水ネットワークに係る教育系仮想サーバ基盤機器賃借及び運用保守業務に係る契約を締結する。

第1章 契約要項

(契約要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 契約の対象

京都デジタル疏水ネットワークに係る教育系仮想サーバ基盤機器賃借及び運用保守業務 一式

(2) 契約金額

ア 京都デジタル疏水ネットワークに係る教育系仮想サーバ基盤機器導入委託料

委託料	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円

イ 京都デジタル疏水ネットワークに係る教育系仮想サーバ基盤機器賃借料
賃借料全体額

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円
---------------------	---

賃借料月額については、別紙1のとおりとする。

賃借期間に1月末満の端数があるときは、賃借料は、日割計算により算出した額とする。

第3条に定める賃貸借期間において、法令の改正、経済情勢の著しい変動その他やむを得ない理由により、機器賃借料を改定する必要が生じたときは、甲丙協議してその額を定めるものとする。

ウ 京都デジタル疏水ネットワークに係る教育系仮想サーバ基盤機器の運用保守委託料

委託料全体額	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円

ただし、各会計年度における委託料の支払額は、次のとおりとする。

令和2年度	円
令和3年度	円
令和4年度	円
令和5年度	円
令和6年度	円
令和7年度	円

(3) 契約保証金

契約金額のうち導入業務委託分及び運用保守業務委託分の100分の10以上

(※規則第159条第2項第1号又第3号に該当する場合は「免除」と記載)

第2章 京都デジタル疏水ネットワークに係る教育系仮想サーバ基盤機器導入業務

(委託期間)

第2条 京都デジタル疏水ネットワークに係る教育系仮想サーバ基盤機器導入業務の委託期間は、契約締結の日から令和3年3月16日までとする。

(業務の処理方法)

第3条 丙は、別添の業務仕様書により委託業務を処理しなければならない。

2 丙は、前項の業務仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(推進体制)

第4条 甲及び丙は、本契約後速やかに、業務の履行のための連絡、確認を行う主任担当者及びその他の推進体制を定め、それぞれ相手方に書面で通知するものとする。

2 甲及び丙は、業務に関する相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼等を行う場合、前項で定めたそれぞれの主任担当者を通じてのみ行うものとする。

3 甲及び丙は、第1項により定めた主任担当者等の変更がある場合には、直ちに相手方に対して、書面をもって通知するものとする。

(丙の一般義務)

第5条 丙は、委託業務の実施のために甲から借り受けた技術資料、業務資料等及び甲保有のシステム等の開発設備、開発環境、各種資料その他甲の管理物（以下「提供資料等」という。）を利用する場合には、善良な管理者の注意をもってそれらを利用するものとする。

2 丙は、甲から借り受けた提供資料等を、当該資料の利用目的の終了後速やかに甲に返却するものとする。

3 丙は、委託業務に従事する丙の従業員について、労働法規その他関係法令に基づく雇用主としての一切の義務を負うものとする。

(処理状況の調査等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を丙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(委託業務の内容の変更)

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲丙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(成果物に関する権利)

第8条 丙は、委託業務の成果物に関する一切の権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を含む。）を、無償で甲に譲渡するものとする。ただし、委託業務の成果物のうちプログラムの構成部品であるルーチン、関数、モジュール、型等（以下「プログラム構成部品」という。）で、丙が従来より権利を有していたものについては、丙に留保されるものとす

る。この場合において、丙は甲に対し、当該プログラム構成部品について、甲が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 丙は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利）を行使しないものとする。

（業務完了報告及び検査）

第9条 丙は、委託業務を完了したときは、直ちに甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、直ちに業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

3 丙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

（委託料の支払）

第10条 丙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。

3 甲は、約定期間に内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.6パーセントを乗じて計算した遅延利息を丙に支払わなければならない。ただし、天災地変等やむを得ない事由により約定期間に内に支払をすることができないときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（検査の遅延）

第11条 甲が第9条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとして、甲は、その超える日数に応じ前条第3項及び第4項の例により計算した金額を丙に支払うものとする。

（履行遅滞）

第12条 丙は、第2条の期間内に業務を完了できないときは、その期間の経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第1条第2号の委託料に対し年2.6パーセントを乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の遅延賠償金の端数処理の計算方法については、第10条第4項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府遅延金等の徴収に関する京都府会計規則（平成23年京都府条例第29号）」と読み替えるものとし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

第3章 京都デジタル疏水ネットワークに係る教育系仮想サーバ基盤機器賃借業務

(賃借物件)

第13条 丙は、京都デジタル疏水ネットワークに係る教育系仮想サーバ基盤機器等（以下「賃借物件」という。）として別紙2に掲げる物件を甲に賃貸するものとする。

(賃貸借期間及び設置場所)

第14条 賃貸借の期間は、令和3年3月17日から令和8年3月16日までとする。

2 設置場所は、別に定める。

(賃借料の支払)

第15条 丙は、別紙1に定める当該月分の賃借料の支払いを翌月以降において書面をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に賃借料を支払わなければならない。

3 甲は、前項の期間内に賃借料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、年2.6パーセントを乗じて計算した遅延利息を丙に支払わなければならない。ただし、約定期間に内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(売却等の制限)

第16条 丙は、甲の承諾を得ないで賃借物件を第三者に売却してはならない。

2 丙は、賃借物件に質権その他形式のいかんを問わず、甲の賃借物件の完全な使用を阻害する権利等を一切設定してはならない。

(形状等の変更)

第17条 甲は、契約物件の形状等を変更しようとするときは、あらかじめ丙の承諾を得なければならない。

(転貸等の禁止)

第18条 甲は、丙の承諾を得ないで、賃借権の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(追加又は取替え)

第19条 賃借物件の追加、取替え及び改造の必要が生じた場合は、甲丙双方で協議のうえ、定めるものとする。

(善管義務)

第20条 甲は、賃借物件の据付け場所を善良な管理者の注意をもって常に良好な環境に整備しなければならない。

2 甲の責めに帰すべき理由によって機械が損害を受け、又はこれに損傷を与えたときは、丙は甲に対しその賠償を請求することができる。

3 甲は、丙の賃借物件を他人の権利の目的物とすることはできない。

(立入権)

第21条 丙は、その関係者を賃借物件の納入、据付け、調整、修理等のために機械の据付け場所に立ち入らせることができる。この場合において、その関係者

は、必ずその身分を証明する証票を携行しなければならない。

(賃借物件の返還)

第22条 甲は賃貸借期間が満了したとき、又はこの契約が解除されたときは賃借物件を丙に返還するものとする。ただし、丙は賃貸借期間が満了した場合に限り、甲が指定するソフトウェアに関する所有権を無償で甲に譲渡するものとする。

2 丙は、前項の規定により甲が賃借物件を返還しようとするときは、賃借物件のハードウェアのうちハードディスク、S S D等の記憶装置（以下「記憶装置」という。）について、物理的又は磁気的な破壊若しくはデータ消去ソフトにより記憶装置の全ての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置（以下「抹消措置」という。）を行い、職員の確認を受けた上で引き取るものとする。なお、抹消措置及び引取に要する費用は丙の負担とする。

3 丙は、前項の規定により賃借物件の抹消措置を完了したときは、直ちに抹消措置を実施した日時、場所、担当者の氏名、確認を受けた職員の氏名、記憶装置のシリアル番号、抹消措置前後の画像を含む抹消措置内容を記録した報告書を甲に提出しなければならない。

第4章 京都デジタル疏水ネットワークに係る教育系仮想サーバ基盤機器の運用保守委託

(委託期間)

第23条 京都デジタル疏水ネットワークに係る教育系仮想サーバ基盤機器の運用保守業務（以下「運用保守業務」という。）の委託期間は、令和3年3月17日から令和8年3月16日までとする。

(業務の処理方法)

第24条 丙は、別添の業務仕様書により運用保守業務を処理しなければならない。

2 丙は、前項の業務仕様書に定めのない細部の事項については、乙の指示を受けるものとする。

(推進体制)

第25条 乙及び丙は、本契約後速やかに、業務の履行のための連絡、確認を行う主任担当者及びその他の推進体制を定め、それぞれ相手方に書面で通知するものとする。

2 乙及び丙は、業務に関する相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼等を行う場合、前項で定めたそれぞれの主任担当者を通じてのみ行うものとする。

3 乙及び丙は、第1項により定めた主任担当者等の変更がある場合には、直ちに相手方に対して、書面をもって通知するものとする。

(丙の一般義務)

第26条 丙は、運用保守業務の実施のために乙から借り受けた技術資料、業務資料等及び乙保有のシステム等の開発設備、開発環境、各種資料その他乙の管理物（以下「提供資料等」という。）を利用する場合には、善良な管理者の注意をもってそれらを利用するものとする。

2 丙は、乙から借り受けた提供資料等を、当該資料の利用目的の終了後速やかに乙に返却するものとする。

3 丙は、運用保守業務に従事する丙の従業員について、労働法規その他関係法令に基づく雇用主としての一切の義務を負うものとする。

(処理状況の調査等)

第 27 条 乙は、必要があると認めるときは、いつでも運用業務の処理状況を丙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(運用保守業務の内容の変更)

第 28 条 乙は、この契約締結後の事情により、運用保守業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、乙丙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(成果物に関する権利)

第 29 条 丙は、運用保守業務の成果物に関する一切の権利（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利を含む。）を、無償で乙に譲渡するものとする。ただし、運用保守業務の成果物のうちプログラムの構成部品であるルーチン、関数、モジュール、型等（以下「プログラム構成部品」という。）で、丙が従来より権利を有していたものについては、丙に留保されるものとする。この場合において、丙は乙に対し、当該プログラム構成部品について、乙が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 丙は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利）を行使しないものとする。

(業務完了報告及び検査)

第 30 条 丙は、業務仕様書に従い、書面により、前月の業務実績報告をしなければならない。ただし、各年度の 3 月分については、直ちに業務実績報告をしなければならない。

2 乙は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内（以下「検査期間」という。）に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

3 丙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。
(委託料の支払)

第 31 条 丙は、前条の検査に合格したときは、別紙 1 に定める当該月分の委託料の支払を翌月以降において乙に対して書面をもって請求するものとする。

2 乙は、前項の請求書を受理した日から約定期間に内に委託料を支払わなければならない。

3 乙は、約定期間に内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年 2.6 パーセントを乗じて計算した遅延利息を丙に支払わなければならない。ただし、約定期間に内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(検査の遅延)

第32条 乙が第30条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとして、乙は、その超える日数に応じ前条第3項及び第4項の例により計算した金額を丙に支払うものとする。

(履行遅滞)

第33条 丙は、各会計年度の末日までに当該会計年度の業務を完了できないときは、その期間の経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第1条第2号の委託料に対し年2.6パーセントを乗じて計算した遅延賠償金を乙に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、契約期間の最終会計年度の業務については、「各会計年度の末日」を「契約期間の末日」と読み替えて適用するものとする。

3 前2項の場合において、端数処理の計算方法については、第31条第4項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）」と読み替えるものとし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

第4章 一般事項

(契約の解除)

第34条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 丙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 丙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 丙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 丙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（丙が個人である場合にはその者を、丙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい

ると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 丙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲及び乙が丙に対して当該契約の解除を求め、丙がこれに従わなかつたとき。

2 丙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第7条又は第28条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 甲及び乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(談合等による解除)

第34条の2 甲及び乙は、丙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 丙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかつたとき。

(2) 丙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、丙が談合等の不公正な行為を行つた旨の事実を認定する处分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 丙（丙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(特定調達契約に係る契約の解除等)

第34条の3 甲及び乙は、業務が満了するまでの間は、第34条第1項及び第34条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約の履行を停止し、又はこの契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより丙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(予算削減に係る契約の解除等)

第35条 甲及び乙は、翌年度以降の甲及び乙の歳入歳出予算において、丙に支払うべき賃借料又は委託料が減額され、又は削除されたときは、この契約を解除することができる。

2 甲及び乙が、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、丙に損害を与えたときは、丙は、当該損害の賠償を請求することができる。

(違約金)

第36条 丙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1を違約金として甲及び乙の指定する期日までに甲及び乙に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして丙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第2項の規定により第2号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

- (1) 第34条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 丙がその債務の履行を拒否し、又は、丙の責めに帰すべき事由によって丙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

- (1) 丙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 丙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 丙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲及び乙は、第34条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、委託料の10分の1を違約金として丙の指定する期日までに丙に支払うものとする。
(損害賠償)

第37条 丙は、この契約に関しその責めに帰すべき事由により、甲及び乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の予定)

第37条の2 丙は、第34条の2各号のいずれかに該当するときは、契約物件の賃貸借期間の満了若しくは運用保守業務の完了の前後を問わず、又は甲及び乙がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の2に相当する金額を甲及び乙に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち处分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲及び乙が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲及び乙に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により丙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(契約保証金)

第37条の3 甲及び乙は、第1条第3号の契約保証金を第36条第1項の違約金及び第12条又は第33条第1項の遅延賠償金に充当することができる。

2 甲及び乙は、第9条及び第30条の検査終了後、丙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。

(※契約保証金を免除する場合は削除)

(期限の利益の喪失)

第38条 第36条第1項各号のいずれかに該当するときは、丙の甲及び乙に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、丙は甲及び乙に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

第38条の2 この契約に基づき甲及び乙が丙に対し債務を負担する場合、甲及び乙は、丙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(権利の譲渡等)

第39条 丙は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は

引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲及び乙の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第 40 条 丙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により、甲及び乙の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第 41 条 丙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(関係法令の遵守)

第 42 条 丙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。
(個人情報の保護)

第 43 条 丙は、委託業務における個人情報の取扱いに係る京都府個人情報保護条例(平成 8 年京都府条例第 1 号。以下「条例」という。)第 10 条第 1 項に規定する必要な措置を講じなければならない。

2 丙は、前項の規定により必要な措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することができないようすること。

(2) この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を、他に漏らさないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(3) この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。

(4) この契約による事務を処理するため、甲及び乙から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲及び乙の承諾なしに第三者に提供しないこと。

(5) この契約による事務を処理するため、甲及び乙から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。

(6) 甲及び乙が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理しないこと。ただし、甲及び乙が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲及び乙の承諾を得たときは、この限りでない。

(7) この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するため、丙の責任において、確実な方法により運搬すること。

(8) この契約による事務を処理するために、甲及び乙から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに甲及び乙に返還し、又は引き渡すこと。ただし、甲及び乙が別に方法を指示したときは、当該方法によること。

(9) この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しては

ならないこと、これに違反した場合は条例により罰則が適用されることがあること等、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。

- (10) 甲及び乙が、この契約による丙の個人情報の取扱いの状況について調査の必要があると認めて、丙に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。
- (11) 甲及び乙が、この契約による乙の個人情報の取扱いが不適当と認めて、丙に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。
- (12) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲及び乙に報告し、甲及び乙の指示に従うこと。

(監査)

第44条 甲及び乙は、京都府情報セキュリティ対策基準で定める管理水準を確保するために必要があると認めるときは、丙に対し、定期的又は随時に監査を行うことができる。

2 丙は、前項の監査に協力し、及び必要な情報を提供しなければならない。

(協議)

第45条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙丙で協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を3通作成し、甲乙丙各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 京都府
知事 西脇 隆俊

乙 京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

丙